第4章 物品供給等・業務委託の申請(定期申請)

第4章	物品供給等・業務委託の申請(定期申請)	1
	事前準備と留意事項	
4.2	業者登録システムの起動	Ξ
4.3	申請入力	6
4.4	帳票の印刷	12
4.5	帳票等について	14
	申請内容を修正したい場合(補正指示)	
4.7	承認のお知らせ	19

4.1 事前準備と留意事項

4.1 事前準備と留意事項

このマニュアルは、大阪市の物品供給等・業務委託入札参加資格の申請を、インターネットを利用 して行うためのものです。

○事前に準備しておくもの

- 申請用のID・パスワード(システムにて申請・取得)新規の方は〔第2章 業者登録システムをご利用になる前に、2. 3新規申請の場合(仮ID・パスワードの申請)〕を参照してください。
- パソコン(大阪市電子調達トップページの動作環境と設定のとおり)
- ▶ プリンタ(A4 用紙を印刷できるもの。)
- ➤ インターネットの接続環境(ADSL などの常時接続環境を推奨します。)

○留意事項

- ☑ 新規申請の方は、インターネットの申請を行った場合でも必ず帳票等を出力し、添付書類を添えて提出書類受付期間内に簡易書留で郵送、若しくは契約管財局契約部に設置の受付箱に投函してください。インターネット上での申請が完了しても提出書類受付期間内に書類の提出がない場合は、申請を受け付けることができません。なお、継続業者の方は、書類の提出は必要ありません。
- ☑ 操作方法でわからない点がある場合にはヘルプデスク(TEL 06-6945-4003)へお問い合わせください。資格審査に関するお問い合わせについては大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループ・業務委託グループ(TEL 06-6484-7356(物品)・7083(委託))へお問い合わせください。お問い合わせになる前に「入札参加資格審査申請要領」「業者登録システム操作マニュアル」をご覧ください。
- ☑ 行政書士にID・パスワードを渡して入札参加資格申請を依頼した場合には、入札参加資格承認後に必ずパスワードの変更を行ってください。
- ☑ 入力する文字については、JIS第2水準までの文字で入力をお願いします。
- ✓ 申請内容に変更があった場合には速やかに大阪市に連絡してください。
- ☑ 合併、分割、事業譲渡、法人化等があった場合は、大阪府で手続きを行っていただく必要がありますので、大阪府へお問い合わせください。

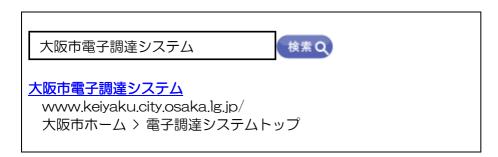
4.2 業者登録システムの起動

大阪市電子調達システムのシステムメニューは、下記 URL にアクセスすることで表示できます。

URL: https://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/



「大阪市電子調達システム」で検索することでもアクセスできます。



4.2 業者登録システムの起動

(1)大阪市電子調達システムのシステムメニューより、『業者登録システム』ボタンをクリックします。



4.2 業者登録システムの起動

(2)「業者登録システムをご利用になる前に」が表示されます。『業者登録システム』ボタンをクリックします。





<u>申請要領</u>及び<u>オンライン操作マニュアル</u>をよくお読みいただいた上で、業者登録システムをご利用ください。

(3)業者登録システム ログイン画面が表示されます。



4.3 申請入力

物品供給等・業務委託業者の新規申請・継続申請を行います。

(1)ログイン画面より、[申請者 I D] [パスワード] を入力し、『ログイン』ボタンをクリックします。



OnePoint

ID・パスワードについては、[第2章 業者登録システムをご利用になる前に]を参照してください。

注意

ID・パスワードは全て半角で入力してください。

パスワードの入力についてエラーメッセージ等が表示される場合は、 メモ帳を起動してパスワードを入力し、文字を確認(アルファベットの 大文字小文字等)してから文字のコピー/貼付けを行ってみてください。

OnePoint

申請者ID [B(半角大文字) + 8桁の数字]

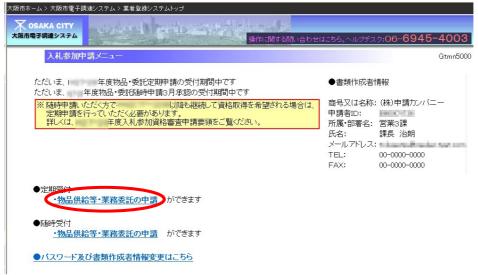
注意

既に大阪市の承認番号をお持ちの方は、新規に仮ID・パスワードの 取得はしないでください。継続業者としての扱いができなくなります。 既に配付されているID・パスワードがわからない場合は、[2.4.1 ID・パスワードがわからない場合]を参照してください。

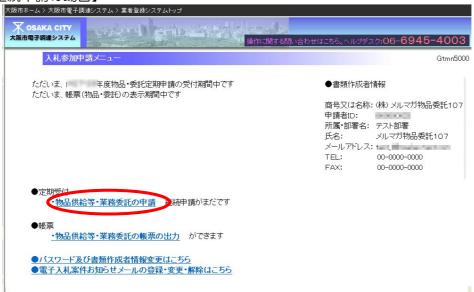
4.3 申請入力

(2)入札参加申請メニューが表示されます。定期受付のリンク『物品供給等・業務委託の申請』をクリックします。

【新規の場合】



【継続申請の場合】



43 申請入力

(3) 物品供給等・業務委託関係の申請入力画面が表示されます。 新規申請の方は各項目に入力、設定し、「進む」ボタンをクリックします。 継続申請の方は表示内容を確認し、誓約への同意をチェックのうえ「進む」ボタンを クリックします。

【申請入力・物品供給等・業務委託画面】



注意

大阪府の業者番号は7桁で入力してください。

注意

大阪府への申請がまだの方は、業者番号を空欄にし、「府に申請予定」 にチェックを入れて進んでください。大阪府への申請を行った後、再度 ログインし、大阪府の業者番号を入力してください。

注意

「入札等の連絡先」の電話番号は、契約の窓口となる営業所の電話番号を入力してください。

OnePoint

今回の申請で入力いただく情報は、申請者の確認のために利用します。大阪市の「入札参加有資格者名簿」に掲載される情報や、大阪市が契約事務に利用する情報ではありません。(承認後は大阪府へ登録された情報に置き換わります。)

OnePoint

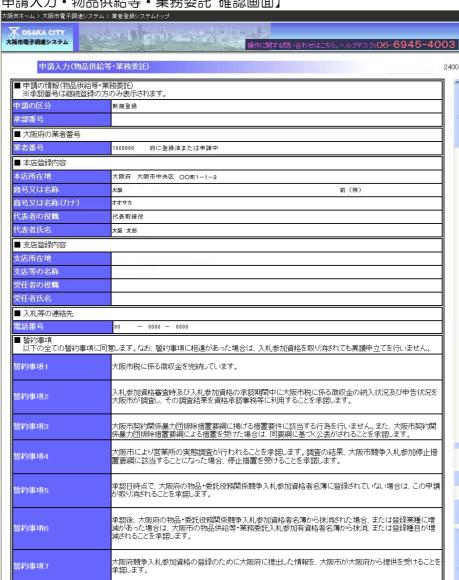
継続申請の方で表示内容が誤っている場合は、大阪府へ変更申請を行ってください。

『申請』ボタンをクリックすると、 入力画面に戻ることは出来ません。

タンをクリックしてください。

内容をよくご確認の上、『申請』ボ

(4) 申請入力内容の確認画面が表示されます。内容を確認し、画面下方の『申請』ボタンをクリック します。



【申請入力・物品供給等・業務委託 確認画面】

誓約への同意

同意し申請を行います。

内容を修正したい場合は『戻る』ボタンをクリックし、一つ前の画面 へ戻って修正を行ってください。

戻る 申請

43 申請入力

(5) 申請入力の結果(完了) 画面が表示されます。申請書到達番号を保管したうえで、新規申請の方は引き続き『帳票印刷へ』ボタンをクリックし、各種申請書類の印刷を行います。継続申請の方は書類の送付は不要です。

大阪府の申請がお済みでない方は、引き続き別画面に表示される「大阪府電子契約ポータルサイト」に進み、次に大阪府の「物品・委託役務関係競争入札参加資格申請(定期受付)」を行ってください。

大阪府の申請を終えられた方は、これで申請は完了です。

【新規の場合】



【継続の場合】



注意

入力結果画面に表示される [申請書到達番号] は、審査終了まで取り扱います。大切に保管してください。

OnePoint

登録完了後、書類作成者メールアドレスに入力完了メールが送信されます。

4.4 帳票の印刷

(1)各帳票の印刷イメージが画面に表示されますので、印刷を実行してください。

【帳票の印刷イメージ(例)】

物品供給等	業務委託
	Million I

年度

大阪市提出書類確認表

(株)*********

			*A	必要	申請者 確認用	大阪市	
Щ.			**	有無	確認用	受 付	審 査
システム出力帳票	ステー	(1)大阪市提出書類確認表		0			
		(2)大阪市使用印鑑届		0			
	用意していただく忝寸書類	(3)印鑑証明書または印鑑登録証明書	発行後3ヶ月以内のもの(原本)	0			

※「必要有無」欄で「○」となっている帳票・書類を送付く簡易書留郵便もしくは信書が扱え、送付履歴のわかるもので送付)または、契約管財局契約部に設置の受付箱に投函してください。

			党	打	内容番鱼
備者					
欄					
1199					
由部	要生作成者	•			

所 属 氏 名 <u>***部署 *****</u>

電 話 番 号 06-0000-0000__ FAX 番号 <u>06-0000-0000</u>

※提出書類は控えを取っておいてください。



申請内容の確認について

申請入力が完了した後に、入札参加申請メニューから申請内容を確認 する画面が表示できます。

- (2)申請後は、入札参加申請メニューに「審査中です。申請内容の確認と帳票の再出力ができます。」のメッセージが表示されます。
 - ※継続申請の場合は、「審査中です。申請内容の確認ができます。」のメッセージが表示されます。



OnePoint

申請内容を修正したい場合(新規申請)

新規申請の方で、申請入力が完了した後申請期間中に、申請内容を修正したい場合は、大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループ・業務委託グループ(TELO6-6484-7356(物品)・7083(委託))までご連絡ください。修正可能な状態にします([4.6 申請内容を修正したい場合(補正指示)] 参照)。

OnePoint

処理(システム利用)を終了する場合、画面右上の『閉じる[×]』ボタンをクリックします。

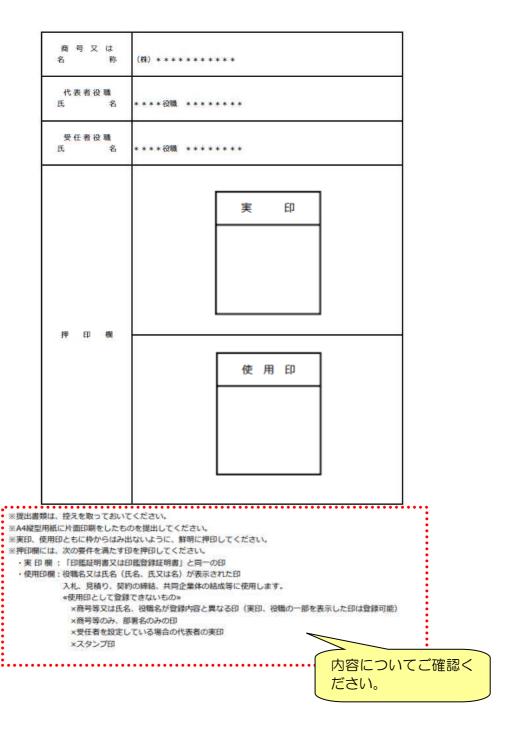
4.5 帳票等について

帳票は、入力した項目について印字され、出力されます。内容についてご確認していただき、押印 してください。

【大阪市使用印鑑届】

物品供給等·業務委託 TXX00000

大阪市使用印鑑届



【物品供給等・業務委託関係 大阪市提出書類確認表】 提出していただく書類の一覧です。

FAX 番号 06-0000-0000

物品供給等·業務委託

年度

大阪市提出書類確認表

	提出書類	必要	申請者	大	阪市確認機
	1定 山 曹 3度	有無	申請者 確認用	要 作	審
4	(1)大阪市提出書類確認表	0			
	(2)大阪市使用印鐵届	0			
- N	発行後3ヶ月以内のもの(原本) 発行後3ヶ月以内のもの(原本) 現有無」欄で「〇」となっている帳票・書類を送付(簡易書留郵便もしくは信書	O が扱え	、送付履	歴のわ	かるもので送
	契約管財局契約部に設置の受付箱に投函してください。	\exists	受	付	内容審査
申	青書作成者 属氏名:***部署 *****				

※提出書類は控えを取っておいてください。

【宛名ラベル】

各種帳票と添付書類を送付していただくための宛名ラベルです。封筒に貼付して送付(簡易書留郵便もしくは信書が扱え、送付履歴のわかるもので送付)または、契約管財局契約部に設置の受付箱に投函してください。

なお、添付書類の送付はデータ入力後7日以内に送付してください。最終期限については申請要領でご確認ください。期限を過ぎますと申請を受付けることができませんのでご注意ください。

宛名

7541-0053

大阪市中央区本町1-4-5 大阪産業創造館9階

大阪市契約管財局 契約部 契約課 委託・物品契約グループ宛

> 物品供給等・業務委託 定期申請 (到達番号: TXX00000)

※提出書類は控えを取っておいてください。

※入札参加資格審査資料は必ずこの宛名部分を貼付した封筒に入れ、送付(簡易書留郵便もしくは信書が扱え、送付履歴のわかるもので送付)または、契約管財局契約部に設置の受付箱に投函してください。

OnePoint

全ての提出書類は、送付の前に必ず控えを取っておいてください。

OnePoint

現在、大阪市の入札参加有資格者の方は、書類提出は不要です。 (電子申請のみで申請が完了します。)

46 申請内容を修正したい場合(補正指示)

4.6 申請内容を修正したい場合(補正指示)

申請入力が完了した後は、申請内容の修正を行うことができません。

ただし、新規申請の方で申請内容について本市で審査をした結果、補正を求める場合には大阪市から補正の指示が書類作成者宛にメールで通知がありますので、指示に従って申請内容の修正を行ってください。

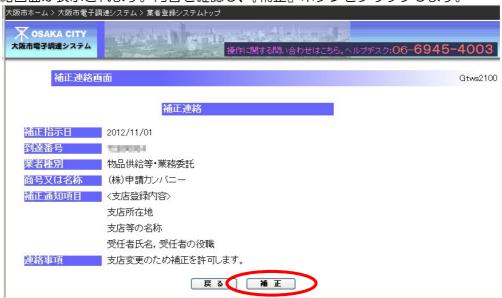
継続申請の方は申請内容の修正は不要です。大阪府へ変更申請を行ってください。

大阪市より補正指示を受けた場合、入札参加申請メニューで補正を受けた旨のメッセージを確認することができます。

(1)入札参加申請メニューより、「<u>・物品供給等・業務委託の申請</u> 補正があります」のリンクをクリックします。



(2)補正連絡画面が表示されます。内容を確認し、『補正』ボタンをクリックします。



4.6 申請内容を修正したい場合(補正指示)

(3)申請入力画面が表示されます。該当項目を修正し、申請処理を行います。以降は通常の申請時の操作手順を参照してください。





申請画面の入力や書類の印刷の手順については、[3.3 申請入力] [3.4 帳票の印刷] を参照してください。

注意

補正項目以外は修正できません。

注意

新規申請の方が書類の郵送後に補正入力を行った場合、書類の再郵送が必要になる場合があります。

4.7 承認のお知らせ

承認日になると、承認のお知らせがメールで送信されます。新規申請の方の承認のお知らせには「承認番号」が記載されています。メールの配信先は入札等の連絡先メールアドレスになります。(大阪府に登録している「パスワード通知用メールアドレス」が設定されます)。

なお、承認日には入札情報サービスで承認種目等を確認することができます。

注意

大阪市の承認日に大阪府に登録されている情報が、大阪市にも登録されます。

注意

大阪市の承認日に大阪府に登録されている種目が、大阪市にも登録されます。大阪市の申請手続きの中で種目の申請はありませんので、種目 追加を希望する場合は大阪府へ届出を行ってください。

注意

大阪府において種目の増減があった場合、大阪市の種目も増減します。

注意

大阪市への申請を行った時点で大阪府の競争入札参加資格者名簿に 登録されていても、大阪市の承認日に登録されていない場合は、大阪市 の承認は受けられませんので、ご注意ください。